

議案第 4 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条—第 1 2 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 1 3 条・第 1 4 条）

第 2 節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第 1 5 条—第 1 8 条）

第 3 節 その他（第 1 9 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 4 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員退職手当支給条例（昭和 2 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 市川市特別職の職員の退職手当支給条例（昭和 3 6 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正)

第 5 条 市川市ラブホテルの建築規制に関する条例(昭和 5 8 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第 6 条 市川市公文書公開条例（平成 9 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市川市環境保全条例の一部改正)

第 7 条 市川市環境保全条例（平成 1 0 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 2 条及び第 1 1 3 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 1 1 4 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 1 5 条及び第 1 1 6 条並びに附則第 4 条第 5 項から第 7 項まで及び附則第 5 条第 6 項から第 8 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第 8 条 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 1 5 年条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 8 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市川市行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正)

第 9 条 市川市行政不服審査法の施行に関する条例(平成 2 8 年条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正)

第 1 0 条 議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例(平成 2 9 年条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 4 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和 4 年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条及び附則第 4 条第 7 項から第 9 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 市川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年条例第 3 2 号)

の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 1 3 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 1 4 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第 2 節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等
に伴う経過措置

（市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 15 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例第 24 条の 2 の 2 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（市川市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第 16 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 17 条第 4 項並びに市川市職員退職手当支給条例第 17 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 17 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき公訴の提起をされた者又は起訴をされた者は、第 10 条の規定による改正後の議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合における市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例第 2 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき公訴を提起された者又は起訴をされた者とみなす。

第 18 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき禁錮以上の刑が言い渡された者は、第 10 条の規定による改正後の議員が市民の信頼を著しく損なう非違行為をした場合にお

ける市川市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき拘禁刑が言い渡された者とみなす。

第3節 その他

（経過措置の規則への委任）

第19条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

理 由

刑法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。